

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
9月2日
(金曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)……………一

○公告

令和四年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課)……………二

公共測量の実施(監理課)……………五



山口県告示第二百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
日吉台内科医院		山口市陶九六三		令和三、一一、二三
休日夜間応急診療所		柳井市中央一丁目五番三号		令和四、七、二二
医療法人松原クリニク歯科		岩国市平田五丁目四二番一七号		六、三〇
なぎさ薬局		宇部市大字東岐波四三二七の三九		〃

新町薬局

岩国市岩国三丁目二番四号

山口県告示第二百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
日吉台内科医院		山口市陶九六三		令和三、一一、二四
休日夜間応急診療所		柳井市中央一丁目一〇番一七号		令和四、七、三
新町薬局		岩国市岩国三丁目二番四号		〃

山口県告示第二百六十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和四年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 起業者の名称
周南市
- 二 事業の種類
徳山北部拠点施設(仮称)整備事業
- 三 起業地
(一) 収用の部分
周南市大字須々万本郷字氏次地内
- (二) 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
(一) 法第二十条第一号関係
徳山北部拠点施設(仮称)整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第二十三号及び第三十一号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である周南市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項の幼保連携型認定こども園及び周南市の事務を円滑に処理するための庁舎を併設して整備することにより、子どもの心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援が行われ、又は地域住民の利便性の向上が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項の幼保連携型認定こども園及び周南市の事務を円滑に処理するための庁舎を併設して整備することにより、子どもの心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行い、又は地域住民の利便性の向上を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地及び建物を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
周南市地域振興部地域づくり推進課



(二四九) 令和四年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和四年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和四年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 特級の技能検定

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

2 一級及び二級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職種	試験科目
さく井	ロータリー式さく井工事
工場板金	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金
機械検査	機械検査
電気機器組立て	シーケンス制御
自動販売機調整	自動販売機調整
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て
油圧装置調整	油圧装置調整

金属 材料 試験	電気 製 図	機械・プラ ント製 図	ガラ ス施 工	自動 ドア 施 工	カー テン ウォ ール 施 工	樹脂 接着 剤注 入施 工	防 水 施 工	コン クリ ート 圧送 施 工	鉄 筋 施 工	型 枠 施 工	配 管	か わ ら ぶ き	建 築 大 工	製 本	和 裁	婦 人子 供服 製 造	冷 凍空 気調 和機 器施 工	農 業機 械整 備
組織 試験	配電 盤・制 御盤製 図	機械 製図C AD	ガラ ス工 事	自動 ドア 施 工	金属 製カー テン ウォ ール 工 事	樹脂 接着 剤注 入工 事	アス ファ ルト 防水 工事 合成 ゴム 系シ ート 防水 工事 塩化 ビニ ル系 シ ート 防水 工事 改質 アス ファ ルト シ ート 工 法防 水工 事	コン クリ ート 圧送 工 事	鉄筋 組立 て	型枠 工 事	建築 配 管	か わ ら ぶ き	大工 工 事	製 本	和服 製 作	婦 人子 供既 製服 縫 製	冷 凍空 気調 和機 器施 工	農 業機 械整 備

4 単 一 等 級 の 技 能 検 定	電 気 製 図	機 械・ プラ ント 製 図	鉄 筋 施 工	型 枠 施 工	配 管	か わ ら ぶ き	建 築 大 工 工 事	家 具 製 作	和 裁	冷 凍空 気調 和機 器施 工	電 気機 器組 立 て	機 械 検 査	機 械 加 工	職 種	3 三 級 の 技 能 検 定 の 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 職 種 で、 そ れ ぞ れ 同 表 の 下 欄 に 掲 げ る 試 験 科 目 に 係 る も	広 告 美 術 仕 上 げ	塗 装
	配電 盤・制 御盤製 図	機械 製図C AD	鉄筋 組立 て	型枠 工 事	建築 配 管	か わ ら ぶ き	大工 工 事	家具 手加 工	和服 製 作	冷 凍空 気調 和機 器施 工	シー ケ ンス 制 御	機 械 検 査	普 通 旋 盤	試 験 科 目		広 告 面 粘 着 シ ート 仕 上 げ	鋼 橋 塗 装

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職種	試験科目
電子回路接続	電子回路接続

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

(一) 実技試験

令和四年十二月五日(月曜日) から令和五年二月十二日(日曜日) までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 特級の技能検定

職種	実施期日
鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金めつき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形	令和五年二月二十九日(日曜日)

2 一級及び二級の技能検定

職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験 さく井 工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 製本 防水施工 カーテンウオー ル施工 機械・プラント製図 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート 圧送施工 樹脂接着剤注入施工 自動ドア施工 電気製図 塗装 広告美術仕上げ	令和五年二月五日(日曜日) 令和五年二月二十九日(日曜日)

3 三級の技能検定

職種	実施期日

4 単一等級の技能検定

職種	実施期日
電気機器組立て 配管 型枠施工 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図 機械加工 機械検査 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図	令和五年二月二十二日(日曜日) 令和五年二月二十九日(日曜日) 令和五年二月五日(日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条に規定する者であること。

(二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。

(三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

令和四年十月三日(月曜日) から同月十四日(金曜日) まで(郵送の場合は、十月十四日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受検申請書の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階(郵便番号七五三-〇〇五一) 山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する

書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から9の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造	铸造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械 整備 婦人子供服製造 プラスチック成形	一万八千二百円

2 一級の技能検定

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万三千三百円
機械検査 婦人子供服製造		一万五千百円
	さく井 工場板金 電気機器組立て 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧 装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 製本 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注 入施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗 装 広告美術仕上げ	一万八千二百円

3 二級の技能検定 (受検者が令和四年四月一日現在において二十五歳未満の雇用

保険被保険者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者(実技試験受験申請日において雇用保険被保険者である者。))であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百三十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。以下同じ。)である場合)

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千三百円
機械検査 婦人子供服製造		六千百円

職	種	手数料
	さく井 工場板金 電気機器組立て 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧 装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 製本 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注 入施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗 装 広告美術仕上げ	九千二百円

4 二級の技能検定 (受検者が令和四年四月一日現在において二十五歳未満の雇用

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万三千三百円
機械検査 婦人子供服製造		一万五千百円
	さく井 工場板金 電気機器組立て 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧 装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 製本 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注 入施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗 装 広告美術仕上げ	一万八千二百円

5 三級の技能検定 (受検者が在校生であり、令和四年四月一日現在において二十

職	種	手数料
	機械検査 機械検査 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 機械・プラント製図 電 気製図	二千九百円

6 三級の技能検定 (受検者が在校生である場合)

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千四百円
機械検査		五千円
	機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわ らぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工	六千百円

7 三級の技能検定 (受検者が在校生でなく、令和四年四月一日現在において二十

五歳未満の雇用保険被保険者である場合)

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千三百円
機械検査		六千円
機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工		九千二百円

8 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和四年四月一日現在において二十歳未満の雇用保険被保険者以外の者である場合）

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万三千三百円
機械検査		一万五千円
機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工		一万八千二百円

9 単一等級の技能検定

職	種	手数料
電子回路接続		一万八千二百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、令和四年十一月二十八日（月曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、令和五年三月十日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県商工労働部労働政策課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(一五〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山陽小野田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年九月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

下関市、宇部市、美祢市及び山陽小野田市

三 作業の期間

令和四年八月三日から令和五年三月三十一日まで